

を代表して内藤委員は、二法律案中農
業共済再保険特別会計の歳入不足を補
つし、しするのための財源措置等に関する法
律案については、政府は予算的、資金
的措置を講じ、保険金支払いの円滑化
に善処されたい旨の附帯決議を付して
賛成の旨述べられ、社会党を代表して

の全部又は一部を都道府県が補助する場合における当該補助に要する経費

2 前項第五号から第八号までの契約には、左の各号の事項を含まなければならない。

一 当該契約の当事者である農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫その他の金融機関（以下「融資機関」という。）は、当該契約により損失補償を受けた後、善良な管理者の注意をもつて当該融資に係る債権の回収に努めなければならないこと。

二 融資機関は、当該契約により損失補償を受けた後に当該融資に係る債権の回収によつて得た金額のうちから、債権行使のために必要とした費用を控除し、残額があるときは、これを当該融資について損失補償を受けない損失のてん補に充当し、なお残額があるときは、当該契約により都道府県又は市町村から受けた損失補償の金額に達するまでの金額を当該都道府県又は当該市町村に納付しなければならないこと。

3 第一項第五号から第八号までの損失は、融資元本の償還期限到来後三月を経過してなお元本又は利子（政令で定める遅延利子を含む。）の全部又は一部が回収されなかつた場合におけるその回収されなかつた金額とする。

第四条 前条第一項の規定により政府が都道府県に対し補助する場合における当該補助に係る同項各号の経費資金の総額は、百五十億円を限度とする。

2 前条第一項の規定により政府が都道府県に対して交付する補助金は、同項第一号から第四号までの経費については、当該利子補給額の二分の一に相当する額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、同項第五号から第八号までの経費については、当該損失補償額の二分の一に相当する額又は当該損失補償の対象となつた貸付金の総額の百分の二十に相当する額のいずれか低い額の範囲内とする。但し、同項第一号から第四号までの経費につき、貸付の利率が第二条の規定により年五分五厘以内で定められている資金に係るものについては当該利子補給額の二分の一又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年三分の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とし、貸付の利率が同条の規定により年三分五厘以内で定められている資金に係るものにあつては当該利子補給額から当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年二分五厘の割合で計算した額を控除した額又は当該利子補給の対象となつた貸付金の総額につき年五分五厘の割合で計算した額のいずれか低い額の範囲内とする。

（政府への納付金）
第五条 第三項第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、同項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に充てて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に充てて政府に納付しなければならない。

（補助金の打ち又は返還）
第六条 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三項第一項各号の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に対する修正案
昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に附する修正案
昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に附する修正案
昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に附する修正案

昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に附する修正案
昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に附する修正案
昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に附する修正案
昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に附する修正案

2 第三項第一項の規定により補助金の交付を受けた都道府県は、当該都道府県から補助金の交付を受けた市町村が融資機関から同条第二項第二号の契約事項によつて納付金を受けたときは、その全部又は一部を当該市町村が都道府県から補助を受けた割合に充てて当該市町村から納付させ、その納付金の全部又は一部を政府から補助を受けた割合に充てて政府に納付しなければならない。

（補助金の打ち又は返還）
第六条 政府は、都道府県若しくはその補助を受けた市町村がこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき、又は当該都道府県若しくは市町村と第三項第一項各号の契約を結んだ融資機関が同条第二項各号の契約事項に違反したときは、当該都道府県に対し交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に対する修正案
昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に附する修正案
昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に附する修正案
昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に附する修正案

昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に附する修正案
昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に附する修正案
昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に附する修正案
昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に附する修正案

金及び炭がま構築資金については農業協同組合又は森林組合を、「副業資金」の下に、家畜維持資金を加える。

（2）第二項第一号中「損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額を損失額から冷害を受けた農作物等に係る農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）による支払共済金の額若しくはその見込額を差し引いた額」に改め、同号中「いずれか低い額」の下に「牛又は馬を所有する被害農家に貸し付けられる場合にあつては、その額に更に三万円を加えた額」を加える。

（3）第二項第三号中「開拓地区」の下に「その区域内における農作物の冷害による減収が平年における収獲量の百分の二十をこえるもの又は」を加える。

（4）第三項第一項第二号、第四号、第六号及び第八号中「農業協同組合」の下に「又は森林組合」を加える。

（5）第四項第一項中「百五十億円」を「二百二十億円」に改める。

第四条第一項中「百八十億九千三百万円」を「二百五億九千三百万円」に改める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 農林漁業金融公庫法第四条の改正規定による政府の一般会計からの出資金は、昭和二十八年年度において出資するものとする。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
〔井出一太郎君登壇〕
○井出一太郎君 たいだいま議題となりました三法案につきまして、農林委員会におきます審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

順序を変更いたしまして、まず昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案につきまして申し上げます。御承知のごとく、本年の冷害は近年まれに見る激烈なものでございまして、上に、これに付随して稲熱病、二化螟虫等の病虫害の発生もまた著しく、水稻を初め陸稲その他蔬菜、雑穀類の減収はなほ大きく、大正二年の冷害に比肩せられる大被害となつたのであります。ために、農家の現金収入は著しい減少が予想せられ、このまま放任いたしますならば、被害農家の経営の維持はさうな困難となり、きわめて憂慮すべき事態に立ち至るであらうことは明白でございます。このため、政府といたしまして、この事態に対処して、種子及び飯米の確保、冷害地帯における公共事業費の増額、炭がまの建設費等

昭和二十八年十一月六日 衆議院會議録第八号 昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案外二件

昭和二十八年十一月六日 衆議院會議録第八号 昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案外二件

二二四

の国庫補助を実施いたすこととなつております。それとともに、農業経営の維持に必要な経営資金及び副業資金等を低利かつ円滑に融通する方途を講じ、被害農家の経営の安定をはかる目的をもちまして、ここに本法案の提出となつたのであります。

本法案の内容のおもなる点を申し上げますと、第一に、資金貸付の対象は、平年作に比し三割以上の減収をこうむつた被害農家であること。第二に、貸付経営資金は、種苗、肥料、飼料等の購入資金、副業資金、その他農業経営を維持するに必要な資金とし、一戸当り貸付最高額を内地十五万円、北海道二十万円とすることであり、第三に、償還期間は五箇年以内とし、利率は一般農家六分五厘、開拓農家五分五厘とし、減収の特にはなはだしい市町村または開拓地区では三分五厘とすること。第四、都道府県または市町村が行う利子補給または損失補償に対し、国は予算の範囲内で所定率の補助を行うこと。第五、経営資金の総額を百五十億円とすることの五点到るうかと思ふのであります。

本法案は、去る十月二十九日、本農林委員会付託と相なり、翌三十日、農林政務次官より提案理由の説明を聴取の上審議に入つたのであります。本委員会は、九月下旬すでに冷害の徴候を察知いたしましたので、ただちに本委員会を開会いたし、政府側の説明を求めるとともに、対策に関し種々協議を重ねて参りましたが、十月に入りまして、この冷温異常の異常天候はその後も引続き、もはや冷害の襲来は歴然といたして参りました。よつて、十月九日より北海道、東北、関東及び中部等

の各地帯にわたり一斉に委員派遣を行ひまして、つづきに被害の実情を調査いたしましたことと、さらに冷害の発生の一因は冷害の原因及び長期気象の観測あるいは冷害の農作物に及ぼす作物生理的影響並びに耐冷性品種改善等に関し学識経験者より参考意見の聴取を行う等、あらゆる努力を払つて、冷害克服の対策、被害農家救済の具体的措置等に関しまして真剣な審議を続けて参つたのであります。その結果、十月二十日、冷害等による凶作対策に関する件並びにこれに伴うところの予算の問題等に関しまして委員会決議を行ひ、冷害対策のためとるべき方策を明示いたしましたのであります。従ひまして、本法案が提出せられ、本委員会に付託されますや、各委員は、かねて検討いたして参りました対策と対照いたし、十月三十日から十一月六日におたり、連日あらゆる角度から慎重なる検討を加え、保利農林大臣を初め関係政府委員との間に真剣な質疑を行ひ、さらに建設、厚生、労働各省の冷害対策に関係ある政府委員の出席を求めまして、冷害対策に関する計画、実施の手続等についてもたずね等、万遺憾なきを期して参つたのであります。

三、貸付金額については、政府原案においては「市町村長の認定する冷害による損失額を基準として政令で定めるところにより算出される額又は十五万円(北海道にあつては二十万円)のいずれか低い額の範囲内」と相なつておりますが、前段の政令による点を法律上明白にし、損失額から共済金を差引いたものを貸し付けることとし、なお、以上によつて算定される金額にさらに家畜維持資金として三万円を加算し貸し出すこととしたこととあります。

四、貸出し利率は六分五厘、五分五厘、三分五厘の三種類となつておりますが、最後の低率を適用する場合について、政府原案に示されておるものほか、市町村またはその耕地面積が十町歩以上である開拓地区で、その区域内の農作物の冷害による減収が平年収獲量の百分の二十を越えるものについても三分五厘の低率を適用することとしたこととあります。

五、本法により貸し付けられる経営資金の総額の限度百五十億円を二百二十億円に増額いたしました点でございます。(拍手)

この修正案に対し、改進黨金子委員から趣旨弁明が行われ、また社会党芳賀委員、同じく社会党日野委員、自由党安藤委員の三委員から賛成意見の開陳がございました。

次いで、この修正案並びに修正部分を除く政府原案について採決いたしましたところ、全会一致をもつて本法案は政府原案を修正案のごとく修正すべきものと決しました。(拍手)

次いで、社会党足鹿委員から次のごとき附帯決議を付したいとの提案がございました。

昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案に対する附帯決議

一、本法により被害農家が借入れた資金については、自作農創設維持特別会計が現に行う農地の買入売渡方式による金融制度を速かに再検討し、政府資金による新制度の確立を図りたる後、同制度による資金をもつて借換えを可能とする措置を講ずること。

二、資金の貸付に関する手続については、農業手形に準ずる等によりこれを極力簡素化し、融通の円滑を図ること。

三、冷害等災害対策に要する農協系統内資金の金融措置については、万一系統資金が逼迫し、又は本来の業務に支障を来たす等の場合においては、速かに政府資金の融通等適切な措置を講ずること。

四、本法の規定に基づく副業資金のうち新炭原木購入資金及び炭がま構築資金を貸付けるに当つては、被害農家が農業協同組合より貸付を受けざる地区について森林組合がこれに当ること。

この附帯決議について採決の結果は、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

なお、篠田農林政務次官から、委員会の修正案並びに附帯決議については趣旨を十分尊重する旨の発言がございましたことを、あわせて御報告申し上げます。(拍手)

次に、昭和二十八年における冷害等による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案について申し上げます。

御承知のごとく、本年六月より九月までの間数次にわたる風水害によりまして、田畑が流失、埋没し、かつ作物の冠水せるものも少なくなく、その上また本年稀有の冷害の発生によりまして、米麦または雑穀の収穫量が著しく減収することにより、飯用食糧にもさしつかえる農家が多数生じている現状でございます。よつて、かかる農家に對して政府所有の米穀、麦及び麦製品を特別価格で売り渡して食糧不安をなくしますとともに、他の救済の施策と相まつて被害農家の窮状を打開し、もつて農業の再生産の確保をはからんとするものが、本法案提出の目的であります。

次に、そのおもなる内容を申し上げますと、第一点は、風水害によつて田畑が冠水、埋没、流失し、または冷害等のため米麦または雑穀の収穫が激減し、飯用食糧が著しく不足した農家を救済の対象としておるのであります。なお、第十六国会において成立した昭和二十八年六月及び七月の大水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律及び今国会に提出された同改正案におきましては、大水害及び風水害によつて米麦を流失、毀損する等の被害を受けた農家を対象としておるのであります。この点に本案との相違がございます。第二点は、米麦の売渡しを受ける農家は、冷害等により飯用として消費する食糧が著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けることとしたしております。第三点は、困窮した被害農家を救済するため、米麦の売渡し価格は生産者価格程度として

おります。第四点は、売渡は都道府県及び市町村を通ずることに相なつておるのでございます。

本法案は十月二十九日本委員会に付託され、十月三十日篠田農林政務次官より提案理由の説明を聴取いたしました。後質疑に入り、爾來連日政府委員との間に真剣な質疑を行い、十分に検討を行いました結果、去る四日質疑を終局いたしました。続いて、討論を省略、採決を行いましたところ、全会一致をもつて政府原案の通り可決いたしました。

次に、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本年の異常な冷害に対する救済対策といたしまして、政府はこれら冷害地帯に新たに土地改良その他の救済土木事業を起し、これらの事業からの労賃収入によつて被害農家の現金収入の減少を補おうとしてゐるのであります。

しかし、これらの事業の事業費の一部を地元が負担する場合におけるその地元負担分については、これを農林漁業金融公庫において融通するものとし、これに充てるため同公庫の資金を増額する必要が生じたために、ここに同公庫の資本金を十億円増加し、本年度内において十億円の追加出資を同公庫に對して行おうとするものであります。

しかるに、その後十月三十一日さらに十五億円を追加し、計二十五億円を追加出資する旨の修正案を政府から提出せられ、翌十一月一日本院の承諾を得、これによりまして同公庫に對する一般会計からの出資金は二百五億九千三百万円となるのであります。

本法案は十月二十九日本委員会に付託せられ、翌三十日篠田農林政務次官より提案理由の説明を聴取の上、さきに御報告申し上げました冷害被害農家に対する資金融通の特別措置法案及び米麦の売渡の特例に関する法案の二法案を一括して審議に入り、爾來連日各委員から政府側との質疑を通じて真剣なる検討が続けられて参りましたが、本日をもつて質疑を終了いたしましたので、討論の後採決いたしましたところ、これまた全会一致をもつて政府原案の通り可決いたしました。

以上御報告を終わります。(拍手)

○議長(堤康次郎君) 三案を一括して採決いたします。三案中、昭和二十八年における冷害による被害農家に対する資金の融通に関する特別措置法案の委員長報告は修正でありまして、その他の二案の委員長報告は可決であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り決しました。

明日は定刻より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十二分散会
出席國務大臣 緒方 竹虎君
國務大臣 大野木秀次郎君
國務大臣 大蔵大臣官房長 石田 正君
厚生政務次官 中山 マサ君
農林政務次官 篠田 弘作君
出席政府委員

朗読を省略した報告
一、去る四日本院は第十七回国会の会期を十一月五日から十一月七日まで三日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

一、去る四日河井参議院議長から堤議長宛、参議院は国会の会期を十一月七日まで三日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る四日河井参議院議長から堤議長宛、参議院は商品取引所審議会会長に向井鹿松君を、同委員に柿沼谷蔵君、島岡君、藤田国之助君及び南正樹君を任命したことにつき承認することを議決した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、去る四日河井参議院議長から堤議長宛、参議院は中央更生保護審査会委員に白根松介君を任命したことにつき承認することを議決した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り議決した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、去る四日堤議長は吉田内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

自治庁選挙部長 金丸 三郎
自治庁財政部長 後藤 博
自治庁財政部長 福島慎太郎
調達庁次長 堀井 啓治
調達庁総務部長 山内 隆一
調達庁不動産部長 山中 一朗
調達庁労働部長 百田 正弘
農林大臣官房長 渡部 伍良
農林省農林経済局統計調査部長 安田善一郎
農林省農業改良局長 塩見友之助
林野庁長官 柴田 栄
水産庁長官 清井 正
運輸省鉄道監督局国有鉄道部長 細田 吉蔵
海上保安庁長官 山口 伝
公正取引委員会委員長 横田 正俊
公正取引委員会事務局長 小川清四郎
大蔵省造幣局長 村岡 信勝
大蔵省印刷局長 吉田 晴二
大蔵省印刷局長 吉田 晴二
大蔵省主計局給与課長 岸本 晋
大蔵省主計局給与課長 岸本 晋
大蔵省主計局司計課長 柳沢 英蔵

一、吉田内閣総理大臣から堤議長宛、去る四日議長において承認した金丸三郎、後藤博、福島慎太郎、堀井啓治、山内隆一、山中一朗、百田正弘、横田正俊、小川清四郎、佐藤一郎を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、吉田内閣総理大臣から堤議長宛、去る四日議長において承認した渡部伍良外十二名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、去る四日召集に応じた議員は次の通りである。

山形県第二区選出 池田正之輔君
茨城県第三区選出 風見 章君
東京都第四区選出 帆足 計君
石川県第二区選出 喜多壯一郎君
京都府第一区選出 中村三之丞君
大阪府第五区選出 松田竹千代君
兵庫県第二区選出 山下 榮二君
福岡県第三区選出 田中 稔男君
福岡県選出 江藤 夏雄君
長崎県第二区選出 白濱 仁吉君
一、昨五日召集に応じた議員は次の通りである。

昭和二十八年十一月六日 衆議院會議録第八号 議長の報告

水産委員会

理事 川村善八郎君(理事川村善八郎君去る二日委員辞任につきその補欠)

建設委員会

理事 中井徳次郎君(理事山下榮二君去る四日理事辞任につきその補欠)

一、去る四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 鈴木 幹雄君

法務委員

三浦 一雄君

黒田 壽男君

外務委員

林 讓治君

大蔵委員

農林委員

佐々木盛雄君

水産委員

通商産業委員

運輸委員

郵政委員

労働委員

多賀谷眞稔君

経済安定委員

予算委員

岡田 直君

山本 勝市君

決算委員

三和 精一君

議院運営委員

地方行政委員

法務委員

鈴木 幹雄君

岡田 春夫君

鈴木 茂三郎君

外務委員

佐々木盛雄君

大蔵委員

農林委員

林 讓治君

水産委員

通商産業委員

運輸委員

郵政委員

労働委員

鈴木 茂三郎君

経済安定委員

予算委員

中村三之丞君

河野 一郎君

決算委員

犬養 健君

議院運営委員

農林委員

伊藤 好道君

一、昨五日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

農林委員

一、昨五日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

農林委員

一、去る四日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

一、去る四日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員

村瀬 宣親君

一、去る四日議長から提出した議案は次の通りである。

昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害により地方公共団体が資金運用部資金等から受ける融資に關

する臨時措置に関する法律案(滝井義高君外十二名提出)

一、昨五日委員会に付託された議案は次の通りである。

昭和二十八年六月及び七月における大水害並びに同年八月及び九月における風水害により地方公共団体が資金運用部資金等から受ける融資に關する臨時措置に関する法律案(滝井義高君外十二名提出、衆法第三号)

一、今六日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

昭和二十八年六月及び七月の大水害の被害地域における公衆衛生の保持に關する特別措置法等の一部を改正する法律案

一、人事委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る四日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

公務員の給与に關する事項

二、調査の目的

公務員の給与の適正を図るため

三、調査の方法

関係各方面より説明並びに意見聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十八年十一月四日

通商産業委員長 大西 禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

一、去る四日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

塩業政策に關する質問主意書(阿部五郎君提出)

国鉄サービスに關する質問主意書(並木芳雄君提出)

韓国による捕漁船並びに抑留船員確認に關する質問主意書(細迫兼光君提出)

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、電気事業及びガス事業に關する事項

二、貿易に關する事項

三、中小企業に關する事項

四、鉱業、採石業、鉄鋼業、繊維工業、化学工業、機械工業その他一般工業に關する事項

二、調査の目的

通商産業行政の実状を調査し、その合理化並びに振興に關する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より意見聴取、報告及び記録の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十八年十一月四日

通商産業委員長 大西 禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

一、去る四日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

塩業政策に關する質問主意書(阿部五郎君提出)

国鉄サービスに關する質問主意書(並木芳雄君提出)

韓国による捕漁船並びに抑留船員確認に關する質問主意書(細迫兼光君提出)

一、調査する事項

二、貿易に關する事項

三、中小企業に關する事項

四、鉱業、採石業、鉄鋼業、繊維工業、化学工業、機械工業その他一般工業に關する事項

二、調査の目的

通商産業行政の実状を調査し、その合理化並びに振興に關する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面より意見聴取、報告及び記録の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に關する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

昭和二十八年十一月四日

通商産業委員長 大西 禎夫

衆議院議長堤康次郎殿

一、去る四日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

塩業政策に關する質問主意書(阿部五郎君提出)

国鉄サービスに關する質問主意書(並木芳雄君提出)

韓国による捕漁船並びに抑留船員確認に關する質問主意書(細迫兼光君提出)

一、調査する事項

二、貿易に關する事項

三、中小企業に關する事項

四、鉱業、採石業、鉄鋼業、繊維工業、化学工業、機械工業その他一般工業に關する事項

二、調査の目的

通商産業行政の実状を調査し、その合理化並びに振興に關する対策を樹立するため

衆議院會議録第二号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 四 四 インフレ デフレ

衆議院會議録第四号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 四 四 インフレ デフレ

衆議院會議録第六号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 四 四 インフレ デフレ

衆議院會議録第六号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 四 四 インフレ デフレ

衆議院會議録第六号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 四 四 インフレ デフレ

衆議院會議録第六号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 四 四 インフレ デフレ

衆議院會議録第六号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 四 四 インフレ デフレ

衆議院會議録第六号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 四 四 インフレ デフレ

衆議院會議録第六号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 四 四 インフレ デフレ

衆議院會議録第六号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 四 四 インフレ デフレ

衆議院會議録第六号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 四 四 インフレ デフレ

衆議院會議録第六号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 四 四 インフレ デフレ

衆議院會議録第六号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 四 四 インフレ デフレ

衆議院會議録第六号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 四 四 インフレ デフレ

衆議院會議録第六号中正誤

頁 段 行 誤 正